



赤ちゃんの耳のきこえの検査(新生児聴覚検査) 補助券のご案内

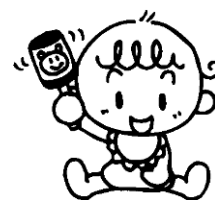


R5.4 月から赤ちゃんの耳のきこえの検査(新生児聴覚検査)の費用の一部が県内の医療機関等では、補助券でお支払いできるようになりました。

【対象者】	検査を希望する方で、原則として出生後、入院中に検査を実施した児の保護者
【補助額】	4,000 円

★受検票利用の際の注意点等

- ① 出産時の入院の際に、受検票の表の太線枠内を記入したものを医療機関へ提出してください。
- ② 受検票は、県内の医療機関や助産所で利用できます。
- ③ 検査費は 4000 円を上限に公費負担され、4000 円を超えた分は自己負担となります。
検査の結果、医師が特に必要と認めて行う確認検査に要した費用は含まれません。
- ④ 市町村名、交付番号、交付年月日及び町長印のないものは無効です。
- ⑤ 検査結果は、保健予防係へ情報提供されます。
- ⑥ 転居された場合は、新居住地の市町村へお問い合わせください。
- ⑦ 県外の医療機関等で出産される場合は、裏面をご覧ください。



☆「新生児聴覚検査」とは？

生まれてくる赤ちゃんの1000 人のうち1～2 人は、生まれつき耳の聞こえに障害を持つと言われています。早く発見して適切な援助をしてあげることが赤ちゃんの言葉と心の成長のためにはとても大切です。

検査の方法は2種類あります。どちらも赤ちゃんが自然に眠っている間に、数分間で安全に行える検査で、赤ちゃんは何の痛みも感じませんし、副作用もありません。また、薬も使いません。

1. 自動聴性脳幹反応（自動ABR）

刺激音を聴かせて脳から出る微弱な反応波を検出し、正常な波形と比較することにより、自動的に判定。

2. 耳音響放射（OAE）

耳の穴（外耳道）に小さなスピーカーとマイクのついた小さな器具を入れ、内耳から小さな音が放射されてきたものを記録するもの。

☆生まれた赤ちゃん全員が検査を受ける必要があるのですか？

聴覚に障害がある赤ちゃんのうち、半分くらいの赤ちゃんは聴覚の障害以外には外見上何の異常もなく健康です。このため、早期に障害を発見するためには全ての赤ちゃんが検査を受ける必要があります。

☆検査の結果が「要再検」であった時は？

もし、検査の結果「要再検」であった場合でも、直ちに耳のきこえが悪いことを意味するものではありません。検査の時に泣いたり、動きすぎたりしてうまく判定できなかった可能性もありますので、さらに詳しい聴力検査を受けていただくことが必要です。主治医の先生からお話をお聴きください。

☆検査に「パス」した場合は、一生、耳のきこえの心配はありませんか？

検査にパスした赤ちゃんの場合にも、成長の過程で中耳炎やおたふく風邪など後になって耳のきこえが悪くなる場合もあります。主治医にご相談ください。



県外の医療機関等で出産された方へ 赤ちゃんの耳のきこえの検査(新生児聴覚検査)の費用助成について

県外の医療機関では、補助券は利用できません。聴覚検査の費用の一部を助成していますのでご利用ください。

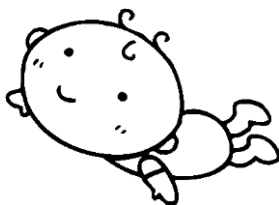
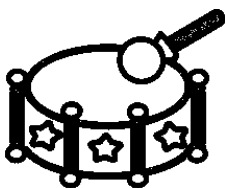
◎対象者 県外の医療機関等で出産され、原則として出生後、入院中に検査を実施した児の保護者

◎助成額 4,000円
(検査料がこの額に満たない場合は検査費用として支払われた金額)
* 助成の回数については1人につき1回です。

◎ 申請方法
検査費用は、一度医療機関の窓口で全額お支払いください。
聴覚検査受検後3ヶ月以内に保健予防係(保健センター)へ申請してください。
申請書は保健センターにありますので、お問い合わせください。

- ・ 申請書類 「新生児聴覚検査費助成申請書兼助成金交付請求書」
注意：申請者と口座名義人は同じ方を記入して下さい。
- ・ 添付書類 ① 新生児聴覚スクリーニング結果票の写し
または、母子健康手帳の聴覚検査記録のページの写し
② ・ 新生児聴覚検査に係る領収書
・ 支払額のわかる明細書(または請求書)
(原本に申請済み印を押印するため領収書の原本をお持ちください)
- ・ 確認書類 振込先の口座番号を確認できるもの(通帳)

* 助成金は、後日審査のうえ、指定された口座へ振り込みます。



富士見町役場 住民福祉課保健予防係
電話62-9134